

○北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会条例

制 定 平成20年2月1日条例第5号

(設置)

第1条 北海道後期高齢者医療広域連合の運営に関する重要事項を審議するため、広域連合長の附属機関として、北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は公益に関する団体の役職員
- (2) 保険医又は保険薬剤師等の団体の役職員
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者又はその組織する団体の役職員
- (4) 被保険者等で公募に応じた者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、補欠の委員を含め、再委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ学識経験を有する者又は公益に関する団体の役職員である委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、広域連合事務局において行う。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

[平成20年6月25日から施行（平20. 6. 5規則9）]

(準備行為)

2 委員の公募等に係る手続その他協議会の設置に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。